(2)　第一の三の3の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
(3)　過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
(4)　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。
3　研修の要件
1の(1)の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。
(1)　研修内容は、各特例フィリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、平成二十五年度介護福祉士試験の合格を目指すために適切なものとし、特例フィリピン人介護福祉士候補者ごとに、これを実施するための介護研修改善計画が作成されていること。
(2)　(1)の介護研修改善計画は、平成二十四年度介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する評価を踏まえ、平成二十五年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。
(3)　研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
(4)　研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があって介護福祉士の資格を有する者とすること。
4　特例受入れ機関との労働契約の要件
1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三　看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労
一　フィリピン人看護師の就労
特例フィリピン人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。
二　フィリピン人介護福祉士の就労
特例フィリピン人介護福祉士候補者であった者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四　厚生労働省による確認
一　特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認
平成二十一年度又は平成二十二年度に入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(1)のロ及びハ（同(2)において準用する場合を含む。）の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。
二　特例フィリピン人介護士候補者の要件の確認
平成二十一年度に入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五の一の1から6まで以外の部分中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、同2の(1)中「第二の三の看護研修改善計画」を「第二の一の3の看護研修改善計画又は第二の二の3の介護研修改善計画」に改め、同(2)のイ中「平成二十五年一月一日」を「次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日」に改め、同イに次のように加える。
(i)　特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十五年一月一日
(ii)　特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十六年一月一日
(iii)　特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十六年一月一日
第五の一の2の(2)のロ中「各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、平成二十四年十月一日」を「各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日」に改め、同ロに次のように加える。
(i)　特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十四年十月一日
(ii)　特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十五年十月一日
(iii)　特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年十月一日
第五の一の2の(3)のイ中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、同ロ中「受け入れている特例フィリピン人看護師候補者」を「受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、「（特例フィリピン人看護師候補者」の下に「若しくは特例フィリピン人介護福祉士候補者」を加え、同ハ中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改め、同ニ中「特例フィリピン人看護師候補者の平成二十四年度看護師試験」を「特例フィリピン人看護師候補者等について、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める試験」に改め、同ニに次のように加える。
(i)　特例フィリピン人第一陣看護師候補者　平成二十四年度看護師試験
(ii)　特例フィリピン人第二陣看護師候補者　平成二十五年度看護師試験
(iii)　特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年度介護福祉士試験
第五の一の2の(3)のホ、同2の(4)、同3から同5まで中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。
第五の二中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。
第六中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。

○厚生労働省告示第七十号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十五日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）」を「特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者指針」を「特例フィリピン人看護師候補者等指針」に改める。
第二の二の3の(4)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。
第三の一の2の(2)及び同二の2の(2)中「特例フィリピン人看護師候補者」を「特例フィリピン人看護師候補者等」に改める。